算式の符号
A　人口
B　当該市町村の平成12年人口
C　当該市町村の国勢調査令によつて調査した昭和60年10月1日現在における人口

第十六条第１項の表市町村の項第四号中「0.3」を「0.1」に改め、同項第五号中「0.4」を「0.2」に、「4.13」を「4.19」に、「0.28」を「0.27」に改める。

第十七条第三項の表都道府県の項第１号中「地方道路譲与税に係る額」の下に「、地方揮発油譲与税に係る額（平成二十一年度に係る額に限る。以下この表において同じ。）」を加え、「、所得譲与税に係る額（平成十八年度に係る額に限る。以下この表において同じ。）、児童手当特例交付金（地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）第四条の規定による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第二条第二項に規定する児童手当特例交付金をいう。以下この表において同じ。）に係る額（平成二十年度及び平成二十一年度に係る額に限る。）」に改め、「平成十九年度及び平成二十年度に係る額に限る。」を削り、「地方道路譲与税減収補てん臨時交付金に係る額」の下に「（平成二十年度に係る額に限る。以下この表において同じ。）」を加え、「合算額と所得譲与税に係る額」を「合算額と地方道路譲与税に係る額、地方揮発油譲与税に係る額、石油ガス譲与税に係る額」に改め、同表市町村の項第１号中「地方道路譲与税に係る額」の下に「、地方揮発油譲与税に係る額」を加え、「航空機燃料譲与税に係る額、所得譲与税に係る額」を「航空機燃料譲与税に係る額、所得譲与税に係る額に限る。」を削り、「特別とん譲与税に係る額」に改め、「平成十九年度及び平成二十年度に係る額に限る。」を削り、「特別とん譲与税に係る額、地方道路譲与税に係る額（平成二十一年度に係る額に限る。）、地方揮発油譲与税に係る額、石油ガス譲与税に係る額（平成二十一年度に係る額に限る。）、自動車重量譲与税に係る額（平成二十一年度に係る額に限る。）」に改める。

第十八条第二項第１号中「平成二十年度」を「平成二十一年度」に改め、同条第三項第１号中「87,600円」を「79,600円」に改め、「譲渡所得等」の下に「、上場株式等の配当所得」を加え、「平成19年度」を「平成20年度」に、「0.977」を「0.980」に改め、「1.195を乗じて得た額」の下に「並びに市町村税課税状況調第12表の表側「道府県民税」の「合計」の表頭「税額控除額」のうち「寄附金税額控除」欄の当該都道府県内の市町村ごとの額の合計額から市町村税課税状況調第42表の表側「道府県民税」、表頭「地方税法第37条の２第１項第３号又は第314条の７第１項第３号に規定する寄附に係るもの」のうち「控除額」欄の当該都道府県内の市町村ごとの額の合計額を控除した額に1.145を乗じて得た額の合算額」を加え、「合計額に1.000」を「合計額に0.999」に改め、「附則第５条の４」の下に「及び第５条の４の２」を加え、同条第四項第１号算式の符号αを次のように改める。

α　1.11（ただし、東京都にあつては1.42、愛知県にあつては1.32、山梨県、三重県、滋賀県にあつては1.21）

第十八条第五項中「1.514」を「1.339」に、「1.537」を「1.280」に改め、同条第六項中「2.013」を「0.819」に、「1.945」を「0.814」に改め、同条第七項中「1.008」を「0.696」に、「1.007」を「0.701」に改める。

第十九条第１項中「4,267千円」を「4,315千円」に、「1,199千円」を「1,145千円」に、「0.024」を「0.028」に改め、同条第三項第１号算式の符号αを次のように改める。

α　0.68（ただし、東京都にあつては1.00、愛知県にあつては0.89、三重県及び滋賀県にあつては0.78）

第十九条の１第１項中「0.00656499」を「0.00664944」に、「0.00349374」を「0.00319256」に改め、同条第三項中「0.00247482」を「0.00218492」に、「0.00130422」を「0.00104250」に改める。

第二十条中「0.01933」を「0.01717」に改める。

第二十一条中「0.7994」を「0.8250」に改める。

第二十二条中「60,000円」を「58,000円」に改める。

第二十三条中「48,900円」を「46,300円」に、「附則第12条の２の２第１項及び第２項」に、「第５項」を「第11項」に改める。

第二十四条中「0.919」を「0.928」に、「28,000円×α」を「27,900円×α」に、「28,000円×β」を「28,200円×β」に、「18,800」を「16,800」に、「9,900」を「9,800」に改める。

第二十七条第四号を削り、同条第五号中「平成十五年度から平成十九年度まで」を「平成二十一年度以前」に、「第三号」を「前号」に改め、同号を同条第四号とする。

第二十九条を次のように改める。

（地方揮発油譲与税の基準税額の算定方法）

第二十九条　地方揮発油譲与税法（昭和三十年法律第百十三号）第四条の規定によつて前年度の六月、十一月及び三月に譲与された地方揮発油譲与税の額のうち同法第二条に係る額の合算額に〇・九三を乗じて得た額とする。

第三十九条の二中「一・〇二六」を「〇・九九五」に改める。

第三十九条の三中「一・〇五九」を「〇・九九二」に改める。

第三十条第二号を削り、同条第三号中「平成十五年度から平成二十年度までの各年度」を「前年度以前の年度」に改め、同号を同条第二号とする。

第三十一条第二項第二号中「地方税法第三一二条第１項第１号に該当する法人」を「資本金等の金額が五十億円を超える法人で、従業者数の合計数が五十人を超えるもの」に、「地方税法第三一二条第一項第二号に該当する法人」を「資本金等の金額が十億円を超え五十億円以下である法人で、従業者数の合計数が五十人を超えるもの」に、「地方税法第三一二条第１項第三号に該当する法人」を「資本金等の金額が十億円を超える法人で、従業者数の合計数が五十人以下であるもの」に、「地方税法第三一二条第１項第四号に該当する法人」を「資本金等の金額が一億円を超え十億円以下である法人で、従業者数の合計数が五十人を超えるもの」に、「地方税法第三一二条第１項第五号に該当する法人」を「資本金等の金額が一億円を超え十億円以下である法人で、従業者数の合計数が五十人以下であるもの」に、「地方税法第三一二条第１項第六号に該当する法人」を「資本金等の金額が一千万円を超え一億円以下である法人で、従業者数の合計数が五十人を超えるもの」に、「地方税法第三一二条第１項第七号に該当する法人」を「資本金等の金額が一千万円を超え一千万円以下である法人で、従業者数の合計数が五十人以下であるもの」に、「地方税法第三一二条第１項第八号に該当する法人」を「資本金等の金額が一千万円以下である法人で、従業者数の合計数が五十人を超えるもの」に、「地方税法第三一二条第１項第九号に該当する法人（法人でない社団等を除く。）及び法人でない社団等」を「㋑から㋩までの法人等以外の法人等をいうもの及び法人でない社団等」に改め、同条第三項第１号中「132,200円」を「120,200円」に、「株式等に係る譲渡所得等」を「株式等に係る譲渡所得等、上場株式等の配当所得」に、「平成19年度」を「平成20年度」に、「0.977」を「0.980」に、「1.203を乗じて得た額」を「0.904を乗じて得た額並びに市町村税課税状況調第12表の表側「市町村民税」の「合計」の表頭「税額控除額」のうち「寄附金税額控除」欄の当該市町村の額から市町村税課税状況調第42表の表側「市町村民税」、表頭「地方税法第37条の２第１項第３号又は第314条の７第１項第３号に規定する寄附に係るもの」のうち「控除額」欄の当該市町村の額を控除した額に1.228を乗じて得た額の合算額」に、「額に1.000」を「額に0.999」に改め、「附則第５条の４」の下に「及び第５条の４の２」を加え、同条第三項第１号中「算式の符号Ｄ」を「算式の符号Ｂ」に改め、同条第四項第１号算式の符号αを次のように改める。

α　1.13（ただし、特別区にあつては1.32、((Ａ－改正前の省令第31条第４項第１号算式の符号Ａ)／改正前の省令第31条第４項第１号算式の符号Ａの絶対値)が1.00を超える団体にあつては1.00）